

鶴岡八幡宮における供僧の役割

川 上 淳

はじめに

鶴岡八幡宮は、現在鎌倉の中心にあつて、参詣者の跡は絶つことがない。源頼朝が鎌倉に入つて以来七百数十年の間、鎌倉の街とその運命を共にしてきたのである。

鶴岡八幡宮の草創については、『吾妻鏡』治承四年十月十二日の条に、

本社者、後冷泉院御宇、伊與守源朝臣頼義奉勅定、征伐安倍貞任之時、有丹祈之旨、康平六年秋八月、潜勸請石清水、建瑞籬於當國由比郷、今號下若宮、永保元年二月、陸奥守同朝臣義家加修復、今又奉遷小林郷、致蘋蘩禮奠云々。

とある。このように初めは源氏の個人的なものであつたが、頼朝が幕府を開くに及んでからは国家的な性格を有するようになり、奉仕の人々も数十人と規模の上でも、大きくなった。本社は、別当を頭に、供僧が中核的な役割を果たしていたが、明治の神仏分離によって供僧は廃止され、現在の形となつた。

鶴岡八幡宮は、鎌倉幕府と密接な関係があり、特に中世においては、その役割が大きかったことに異論がないところである。しかしながら、鶴岡八幡宮に関する研究は、以外に少なく、宮地直一氏

が、神祇史の一連の研究の中で取り上げている程度である。なぜ研究が少ないのであるかは、一概には言えないが、鶴岡八幡宮は、その性質上神社とも、寺院とも分けがたい範疇に属していたからではなからうか。

本稿は、鶴岡八幡宮において、中心的であつた供僧の役割が、どのようなものであつたか、中世特に創立期を中心に考察してみることとする。

註

(1) 最近の研究には、江部陽子氏「鶴岡八幡宮発展の三階梯と源頼朝の信仰」(『神道学』六三号)、伊藤清郎氏「鎌倉幕府の御家人統制と鶴岡八幡宮」(『国史談話会雑誌』豊田・石井両先生退官記念号)等がある。

第一章 供僧の補任と坊の成立

第一節 二十五坊の成立と変遷

鶴岡八幡宮で最も重要な職は、別当であり、次いで供僧であつた。源頼朝は、治承四年十月六日に相模国に着き、翌七日に鶴岡八幡宮を遙拝している。同十月十一日には、走湯山専光坊良暹が鎌倉に参着し、翌十二日に『吾妻鏡』には、「以専光坊暫爲別當職」

表 I 二十五坊初代供僧の補任期日

	坊名	供僧名	補任年月日	補任者	史料名
1		兼 定	治承 4. 12. 4		『吾妻鏡』
2		睿 禅	養和 1. 10. 6		''
3	慈月坊	行勇(玄信)	'' 1. 10. 16	頼朝	『供僧次第』
4	千南坊	定 暁	元暦 1. 5. 15	''	''
5	蓮華坊	勝 円	文治 1. 11. 10*	''	''
6	善松坊	重 衍	'' 2. 1. 19*	''	''
7	宝蔵坊	義 慶	'' 4. 正月以前	''	''
8	智覚坊	真 弁	'' 4. 8. 12	''	『吾妻鏡』
9	乘蓮坊	良 弁	'' 5. 6. 23	頼朝の代官として円暁	『供僧次第』
10	安楽坊	重 慶	建久 1. 8.	円 暁	''
11	真智坊	隆 宣	'' 2. 2.	頼朝	''
12	永巖坊	定 豪	'' 2. 3. 3	''	''
13	密乘坊	朝 豪	'' 2. 3. 16	''	''
14	実円坊	猷 弁	'' 3. 4. 5	円 暁	''
15	頓覚坊	良 喜	'' 3. 7. 20*	頼朝	''
16	永乘坊	良 稔	'' 5	''	''
17	文乘坊	永 秀	'' 7. 3. 12	頼朝	''
18	花光坊	尊 念	正治 1. 2. 5*	円 暁	''
19	林東坊	行 耀	'' 1以前	頼朝	''
20	静慮坊	良 裕	''	頼朝の代官として円暁	''
21	南禅坊	良 智	''	''	''
22	仏乘坊	忠 尊	'' 2. 3. 7	円 暁	''
23	円乘坊	頭 信	'' 2. 12. 20	頼朝の代官として尊暁	''
24	南蔵坊	良 成	建暦 3. 4. 18*	定 暁	''
25	悉覚坊	仲 円	建保 2. 3. 15*	''	''
26	座心坊	円 信	'' 5. 7. 20*	''	''
27	寂静坊	盛 慶	貞応 2以前	''	''

1. 以前とあるのは、正確な期日の不明なもの
2. * 印は正式補任を示す。本文参照

とあり、この時初めて、鶴岡八幡宮に別当職が置かれた。しかし、良暹は正式の別当ではない。『鶴岡八幡宮寺社務職次第』³⁾には、

別當未レ補之間。専光坊良暹阿闍梨宮中每事執沙汰。

とあり、別當に補せられたとは、記していない、初代別当としては、円暁を記載している。『吾妻鏡』の「暫」の一語からも窺えるように、まだ頼朝が鎌倉経営を着手して間もないので、良暹をとりあえず、臨時の別当としたのであろう。

続いて治承四年十二月四日に至って、初の供僧として定兼が補せられる。『吾妻鏡』

而有ニ知法之聞、當時鎌倉中、無ニ可レ然碩徳ニ之間、仰ニ廣常ニ所レ被ニ召出ニ也、今日則被レ補ニ鶴岳供僧職ニ云々、

とあることから、この時鎌倉には、供僧としての適任者がいなかったのである。定兼は他に記載がなく、良暹と同様に臨時に任ぜられたのかもしれない。以下、供僧の補任期日を整理したのが表Iである。

治承四年十一月から十二月にかけて、表Iで*印の内、円信を除く六名が、頼朝より鶴岡供僧としての招請を受けている。すなわち『鶴岡八幡宮寺供僧次第』の善松坊重衍の条に、「当社最初供僧」とあり、続いて、

治承四年庚子十一月十三日供僧御判賜補任者。文治二—正—十九日將脱カ右大家直依仰別當圓曉被補之云々。毎度直御判數通給之。
文治二丙午八月廿二日北深澤御判給之。但最初別當宮法眼御房同道下向云々。

とあり、治承四年には、供僧の御判を賜り、補任は文治二年である。鎌倉には、別當円曉と共に下向してきたとあり、円曉の下向は寿永元年九月二十日であるから、この時重衍は鎌倉に着いたのである。この記述では、供僧職に任ぜられることと、補任とを区別している。すなわち、供僧職に任ぜられたことを、頼朝より、招請されたとし、後の補任を正式補任と考えれば、当社最初の供僧とは、最初に招請された供僧ということになる。『供僧次第』蓮華坊勝円の条にも、

当社二番供僧。治承四庚子十一月十三日奉對頼朝直契言。補任者文治元乙未十一月十日賜之。

とあり、頓覚坊良喜の条には、
治承四年庚子十一月十五日雖ニ供僧職賜一。直補任者。建久三年壬子七廿日右大将家給ニ御下文一

とある。また、花光坊尊念の条に、

治承四年庚子十二月日雖レ任ニ供僧職一。賜ニ補任一者建久十年二月五圓曉社務補レ之。

とあり、悉覚坊仲円の条に、

治承四年庚子雖レ任ニ供僧職一。賜ニ補任一者。建保二年三月十五日曉補任。

とあって、『鶴岡両界壇供僧次第』の良成の条を見ると、

建久五年仁自足利殿拜ニ領一之。於ニ当社供僧一者。雖レ任ニ治承四年一。供僧職賜ニ補任一者。建曆三年四月十八日曉社務補レ之

とある。以上六名が治承四年に頼朝より招請を受けている。次いで翌養和年中には、座心坊円信が補任を賜っている。

養和年中雖レ任ニ供僧職一賜ニ補任一者建保五年七廿日曉社務補。

とある。この七名の補任は任ぜられた時と補任された時を区別して記載している。この他の供僧の補任も、記録にはないが、区別があったのかもしれない。

次いで養和元年十月六日には、走湯山住侶禪睿と玄信が補せられた。ところが、『供僧次第』慈月坊行勇の条に

行勇高野介三昧院被補長老後爲禪福壯嚴坊法印寺長老元玄信

とあり、行勇は元、玄信と称していたのである。『吾妻鏡』の補任の記述は、養和元年十月六日であり、『供僧次第』では十月十六日で、一致しない。これは、どちらかが書写の時にでも誤ったのであろう。

補任者を見ると、表Iに示したような変化がある。すなわち、建久年間までは、頼朝と別當円曉が補任して一定しない。ところが、正確な補任期日のわからない林東坊行耀を除いて、正治元年頃

から頼朝の直接補任はなくなる。『供僧次第』善松坊二代重賀の条に、

同（建久）八年十一月一頼朝卿直御判給之。以後公方爲御代官。當別當圓曉可成補任。由被仰出者也。

とあり、建久八年以後は、公方の御代官として、別當が供僧の補任をするように、決められたのである。『供僧次第』の終りにも、

補任吏者公方之御代官トシテ。當代別當被成者也。

とあり、建久八年に至って補任の方法が確定したのである。

『供僧次第』には、二十五坊全ての記載がある。これは表Iでは、坊名不明の定兼、禪睿を除いた二十五である。前に定兼は、臨時の供僧であったかもしれないと述べたが、この二名には坊名が見えなく、『供僧次第』にも記載がないことから、初期には、坊はまだ整備されていなかったようにも考えられる。しかし、禪睿補任の時、鶴岳西谷に免田二町を給つたことを考えれば、坊としての定着性が考えられるのではなからうか。『供僧次第』の記載によれば、禪睿と同時に補せられた玄信すなわち行勇の条には「彼住坊」という語が見え、行勇には坊が置かれていたに違いないので、同時に補任された禪睿にも坊はあったのであろう。

二十五坊の成立は、『供僧次第』各坊初代供僧の補任期日で見限り、不明の寂靜坊盛慶を除くと、座心坊円信の建保五年が最後であり、この時期に成立したとすることができる。

ところが、『香象院文書』の建久二年十一月二十二日の「源頼朝寄進状」には、「鶴岳八幡宮寺廿五口重衍法印」と見え、建久二年には二十五人の供僧がいたことになる。又、『新編相模国風土記稿』には、

建久二年十二月供僧二十五口菩薩位タルベキ由。院宣アリシ事。

莊嚴院舊記二見ユ。曰、右大将頼朝。當社有御建立。皇帝致奏聞申旨者。

抑於豆州。大菩薩御影向。御託宣旨。奏聞申然者可爲廿五菩薩之位一由。被申聞。仍廿五菩薩中へ。院宣被成所也。又曰、鶴岡八幡宮二十五菩薩。各有參内可奉折天下安寧。院宣如此悉之所。建久二年十二月十五日。鶴岡宮二十五菩薩中。關白御判とあり、『新編鎌倉志』にも、同じように、

建久二年に、頼朝卿二十五の菩薩に形どり、院宣を奏し請て、供僧二十五坊を建立せらる。

との記載がある。『吾妻鏡』の「二十五」の初見は、建久三年七月二十三日の条で、

爲御臺所御願、鶴岳宮供僧廿五口、口別被施龍蹄一疋并桑絲一疋越布一端、（後略）

とある。以上の資料中で二十五坊とはっきり書いてあるのが、『新編鎌倉志』で、あとは二十五口と記している。これらのことから、少なくとも建久二・三年頃には、二十五人の供僧が存在したのである。とすると、『供僧次第』記載の二十五坊初代供僧の中で、最後に補任された座心坊円信が、建保五年であるから大きく矛盾する。ここで、『供僧次第』に記載のない定兼・禪睿を入れて二十五口とすることも考えられる。又、南蔵坊良成・悉覚坊仲円・座心坊円信等の正式補任は、建暦、建保年間であるが、例えば良成は『供僧次第』に、

建久五年一切經并兩界万茶羅書供養奉安置畢。

とあり、『兩界壇供僧次第』にも、「建久五年仁自足利殿拜領之」との記述から、正式補任以前に、既に供僧としての役割を果したのである。『供僧次第』では、前に述べたように、数名が、正式補任と招請を区別して記載しており、その他の供僧の補任も、正式

表II 坊名の變遷

最初の坊名	改名坊院名	供僧名	改名年月日
善松坊	香象院	澄宏	応永12年頃
林東坊	莊嚴院	弘俊	応永22年正月25日
仏乗坊	降城寺 浄国院	元瑜 賢雅	正安2年 応永22年
安楽坊	盛弁坊 三尊院 安楽院	覚久 順覚 乗崇	喜元3年頃 貞治2年頃 応永27年5月26日
座心坊	円頓坊 慈尊院 成身院 朝宗院	親弁 栄海 倫瑜 快賢	弘安5年頃 正和5年頃 延文6年頃 応永22年
千南坊	摩尼珠坊 隨身院 智恵身院 正覚院	慶舜 鑿嚴 弘範 紹賢	建仁3年頃 元亨2年以前 応永12年頃 応永22年
文恵坊	定林坊 恵光院	範祐 重純	康元元年 応永27年
頓覚坊	常楽院 相承院	珍誉 "	嘉慶2年頃 応永22年正月25日
密乗坊	我覚院	賢義	応永22年
静慮坊	隆職寺 滝南院 最勝院	貞雅 尋賢 賢円	康永元年頃 永徳3年頃 応永22年
南禅坊	等覚院	快季	応永14年頃
永乗坊	南眼坊 花台院 普賢院	長珍 真頭 弘季	元応2年頃 元弘3年頃 応永22年正月25日
悉覚坊	承覚坊 乘琳坊 如是院	仲尊 教尊 泰賢	承久3年頃 文永8年頃 応永22年正月25日
智覚坊	琳泉坊 五智院 花園院	盛譽 不明 賢乗	弘安6年11月 応永31年頃

円 乘 坊	円 鏡 坊 円 乘 坊 随 心 院 宝 瓶 院	不 明 " 嚴 深 鑒 賢	元徳3年頃 応永24年頃
永 嚴 坊	永 金 坊 永 嚴 坊 紹 隆 院	定 豪 隆 範 尋 恵	建久2年頃 応永27年3月15日
実 円 坊	法 円 坊 金 勝 院	不 明 弘 乘	応永22年正月25日
宝 蔵 坊	光 幢 院 海 光 院	紹 賢 賢 淳	康暦2年頃 応永22年正月25日
南 蔵 坊	法 照 院 相 承 院 吉 祥 院	俊 誉 " 誉 頼 誉	応永3年頃 応永5年7月20日 応永22年
慈 月 坊	仏 乘 院 慈 園 院	覚 俊 重 怡	観応2年頃 応永27年5月26日
蓮 華 坊	西 尊 坊 蓮 花 坊 蓮 花 院	円 定 円 景 円 誉	承久3年頃 弘安5年頃 応永22年正月25日
寂 静 坊	増 福 院	頼 清	応永22年正月25日
花 光 坊	鏡 雙 坊 明 円 坊 智 恵 身 院 大 通 院	慈 暁 成 弁 頼 俊 尋 恵	寛元4年頃 永仁4年頃 貞治6年頃 応永22年
真 智 坊	珪 林 坊 玉 泉 坊 宝 光 院	瑄 親 頼 源 運 海	安貞2年頃 正慶2年頃 応永22年
乘 蓮 坊	浄 蓮 坊 円 光 坊 如 意 院	頼 乘 弁 恵 慶 俊	弘安6年頃 徳治2年頃 応永22年

補任の記載と考えられ、補任以前に供僧として坊に定着していたとも考えられる。しかし以上の考察は、推定の域を脱しない。建久三年には二十五人の供僧がいたことは確かであるが、二十五坊の成立は建保五年以前としか言うことはできない。二十五坊の成立時期は以上のようにあるが、初めは、伊豆山等の他からの勤務もあり、その人限りで交迭して跡を継ぐ者がなかつたりして、漸時、その数を加え二十五に達し、後になつて、二十五

坊と称すようになったのである。

表Ⅱは、坊名の変遷を『供僧次第』によって整理した。これを見てわかるように、坊名は継がれたとは限らず、かなりの変遷があった。

応永二十二年に坊号から院号に変わった坊がかなりある。『相承院文書』の「尊賢置文」に、

〔後小松院勅號院事〕
(巻外題)

相承院

右院号者、廿ヶ所爲_ニ 勅免内_一、未_レ来可_レ有_ニ相續_一之状如_レ件。

應永廿二年正月廿五日

別當前大僧正(花押)

とあり、『供僧次第』にも同様の記述が見られ、例えば林東坊弘俊の条には、

莊嚴院、應永廿二正廿五賜
之。勅免廿ヶ内

とあり、院号を賜った二十ヶ所の中で、『供僧次第』でわかるのは表Ⅱに示した十七院である。表Ⅱでわかるように、二十五坊は応永年間に全て院に名称が変わったのである。

その後、天文の初年には九ヶ院となり、天正の末には、相承院・莊嚴院・恵光院・浄国院・等覚院・我覚院・香象院の七ヶ院だけが残った。その後、文禄二年に徳川家康によって、安楽院・増福院・最勝院・正覚院・海光院の五院が再興され、十二院となり、明治の神仏分離まで続くのである。

註

(1) 『吾妻鏡』治承四年十月六・七日の条

(2) 右同、治承四年十月十二日の条

(3) 『鶴岡八幡宮寺社務職次第』群書類従巻第五十三、補任部十所収。以下『社務職次第』と略称す。

(4) 『吾妻鏡』治承四年十二月四日の条

(5) 『鶴岡八幡宮寺供僧次第』続群書類従巻第四百四、補任部十五所収。但し、続類従本は仏乗坊・安楽坊・座心坊・千南坊の四坊を欠落するので、本稿は、この四坊を東京大学史料編纂所本(八幡宮蔵本の写)により、補った。以下『供僧次第』と略称す。

(6) 『社務職次第』円暁の条

(7) 『供僧次第』蓮華坊の条

(8) 右同、頓覚坊の条

(9) 右同、花光坊の条

(10) 右同、悉覚坊の条

(11) 『鶴岡両界壇供僧次第』続群書類従巻第五百、補任部十六所収。以下『両界壇供僧次第』と略称す。

(12) 『供僧次第』座心坊の条

(13) 『吾妻鏡』養和元年十月六日の条

(14) 右同、文治二年七月十一日の条。『新編相模国風土記稿』巻七十五、鎌倉郡七、増補地誌大系三十六―四十所収等には、この外題学坊行慈の名が見えるが、鶴岡供僧であるとは記して
いなく、どこの供僧か不明。

(15) 『吾妻鏡』養和元年十月六日の条

表Ⅲ 初代供僧の出自

坊名	供僧名	法流	出自	住山・他
善松坊	重行	寺門	閑院家公季六代通季孫公重息	密東寺、惠光院坊主 仁和寺
林東坊	行耀	山門	平家一門	
仏乗坊	忠尊	東寺	藤原忠通猶子	円暁弟子
安楽坊	重慶	寺門	平家	
座心坊	円信	〃	平家一門	比叡山頓学坊
千南坊	定暁	〃	平時忠一門	
文恵坊	永秀		関白殿孫	勝長寿院別当等
頓覚坊	良喜	山門	平家一門	
密乗坊	朝豪	東寺	藤原忠通末智足院(道経)孫	後に浄妙寺開山等
静慮坊	良祐	寺門	平家一門	
南禅坊	良智	〃	実本三位殿息	日光山別当兼帯
永乗坊	良稔	東寺	平家一門、覚法印真弟	
悉覚坊	良仲	寺門	〃	〃
智覚坊	真弁	東寺	〃	
円乗坊	真顯	〃	〃	〃
永巖坊	定豪	〃	民部権少輔源延俊息(西宮流)	
実円坊	猷弁	山門	大納言平家一門	〃
宝蔵坊	義慶	〃	武蔵阿闍梨平家薩摩舍弟	
南蔵坊	良成	寺門	〃	〃
慈月坊	行勇	〃	四条殿息	
寂静坊	行盛	〃	平家一門	〃
花光坊	盛尊	〃	右大臣通房息	
真智坊	隆宣		大方三郎藤原政家息(秀郷流)	〃
乗蓮坊	良弁	寺門	平家一門	
蓮華坊	勝円	〃	二条殿息	

である。

各坊二代目以降の供僧の法流は、初代供僧と同じであるとは限らなく、同じ法流で一貫して最後まで続いた坊は一坊も存在しなかった。別当も同様であつて、山門はいないが寺門・東寺と半々ぐらいに分け合つていた。別当供僧共に、一貫性のなさは鎌倉時代の終りまで続くのである。

表Ⅳは、別当の法流と供僧の法流を比較したものである。表Ⅳによると、十四代別当房海までは、供僧の法流との関連は、ほとんどないと思われる。

しかし、十五代信忠から十九代頼仲にかけては、別当の法流は東寺・寺門と交替となり、これに伴い供僧の法流の上に明らかに変化を認めることができる。その最も著しいのは十八代覚助の時である。

この流れを考えるには、覚助の前の十七代別当有助(東寺)は、元徳三年四月二十六日に補せられ、鎌倉幕府最後の別当であつた。『社務職次第』有助の条に、

元弘三癸酉。正五月廿二日。世上大亂之

間於入道相摸守高時亭一自害了。七十

表 IV 別当と供僧の法流

	別当名	法流	別当の補任年月日	二十五坊供僧の法流		
				寺門	山門	東寺
1	円 暁	寺 門	寿永 1. 9. 20	9	4	3
2	尊 暁	"	正治 2. 10. 2	10	4	4
3	定 暁	"	建永 1. 5. 18	11	4	4
4	公 暁	"	建保 5. 6. 20	11	4	4
5	慶 幸	"	" 7. 1. 1	12	4	4
6	定 豪	東 寺	承久 2. 1. 21	12	4	4
7	定 雅	"	" 3. 9. 29	14	4	5
8	定 親	"	寛喜 1. 6. 25	14	5	5
9	隆 弁	寺 門	宝治 1. 6. 27	20	1	6
10	頼 助	東 寺	弘安 6. 8. 24	16		8
11	政 助	"	永仁 4. 2. 27	15		8
12	道 瑜	寺 門	乾元 2. 6. 11	20	1	6
13	道 珍	"	正慶 2. 6. 18	18	1	6
14	房 海	"	正和 2. 9. 1	20	1	5
15	信 忠	東 寺	" 5. 8. 13	14	1	10
16	顕 弁	寺 門	元亨 2. 10. 28	19	1	5
17	有 助	東 寺	元徳 3. 4. 26	15	1	9
18	覚 助	寺 門	元弘 3. 9. 4	23	1	1
19	頼 仲	東 寺	建武 3. 6. 20	9	1	14
20	弘 賢	"	文和 4. 6	4	1	19
21	尊 賢	"	明德 1. 5. 6	3	1	20
22	快 尊	"	応永 23. 8. 15	3	1	18
23	尊 運	"	" 24. 1. 20	3		20
24	尊 仲		永享 3. 10. 29	3		20

1. 補任の不明のものは前後より推定。
2. 合計25に満たない場合は、法流不明があつた時。
3. 合計25を越える場合は、別当1代で2人以上の供僧補任のあつた時。
4. 『供僧次第』『社務職次第』より作成。

兒三人。善玉丸。寶珠丸。出世一人。青侍十餘人自殺とあり、有助は鎌倉幕府滅亡の時、北条高時らと運命を共にしたのである。同年九月四日には、十八代覚助が補任される。『社務職次第』覚助の条に、
 二品親王。號_三聖護院宮。治_二四年。後嵯峨帝第三御子。大覺寺吉野院大伯父。園城寺長吏。三山并新熊野檢校。四天王寺別當。元弘_三正慶_二癸酉。九月四日。補_二當社檢校職_一无御下向。社務代覺伊僧正。同十二月十一日下着。
 とあり、覚助は後嵯峨天皇の第三皇子であり、寺門であつた。又、覚助自身は鎌倉に下向しなく、覚伊が社務代となつた。そして同年、元弘三年十一月に進止の供僧の大移動が行われ、表IVに見るような結果となつたのである。
 進止の供僧とは、供僧が改替された跡、別当の一存で補任が

できる供僧のことである。であるから別当との関連は、大きいのである。ここで進止の供僧について見ると、『社務職次第』公暁の条に、

同意供僧三人被_レ改_ニ替_ニ所職_一了。是進止初也。企_レ公_ニ暁_ニ如_レ是造意_一之間。號_ニ千日籠_一他人無_ニ對面_一。纔五百日內共滅亡之條不思議云々。希代珍事此事也。同意供僧良祐。頼信。良辨三人被_レ改替_一。是進止始也。

とあり、『供僧次第』静慮坊良祐の条、円乗坊願信の条、乘蓮坊良弁の条にも同じように、「建保七年依_ニ公暁別當與力_一被_レ改替_ニ云々。」と記してある。この三坊の次の供僧の条には、まず静慮坊良祐の次の実祐の条に「進止始也」とあり、円乗坊願信の次の円性の条には、

依_ニ願信律師公暁別當同意被_レ改替_一了。然而被_レ任_ニ慶幸社務職_一刻。先社務與力供僧三人跡同申_ニ賜于之_一。爲_ニ進止_一被_レ補_ニ之間。承久元八月一日賜_レ之。進止供僧始_レ是也。

とある。同じく乘蓮坊良弁の次の教純の条にも同一の記載がある。すなわち、承久元年に、この三坊が進止となったのが最初である。次いで宝治の乱の時に、四坊が進止となった。すなわち、『社務職次第』八代定親の条に、

依_レ爲_ニ三浦若狹前司_一泰村。縁坐_ニ也。同七月上洛。同宿供僧四人弃_ニ所職_一上洛云々。道範。良舜。圓性。瑣親是也。

とあり、次の九代別當隆弁の条に、「上洛供僧四口。跡申給爲_ニ進止_一被_レ補_ニ門弟等_一者也。」とあって、新たに仏乗坊・永乗坊・真智坊（円乗坊は既に進止となっている。）が、進止の供僧に加えられる。

このように進止の供僧は漸次増え、十七代別當有助の時には、十二坊であった。十二坊は、仏乗坊・安樂坊・座心坊・密乗坊・静慮坊・永乗坊・智覺坊・円乗坊・永巖坊・実円坊・真智坊・乘蓮坊であり、この内仏乗坊・安樂坊・静慮坊・実円坊は十八代別當と同じ寺門で、他の八坊は十七代別當と同じ東寺であった。元弘三年十一月に至り、十八代別當覺助によって、前に述べた進止の供僧の大移動が行われた。この大移動では、進止の供僧十二坊の内、東寺系の八坊を全て寺門に改めたのである。この結果、覺助の時の二十五坊供僧全体の法流は、寺門二十三、山門一（善松坊六代公尊）、東寺一（林東坊七代承祐）となり、別當と同流の寺門がほとんどとなる。この覺助の時の移動が、いかに激しかったかは表IVで他の代と比較すると、極端であったことがよくわかる。元弘三年は、鎌倉幕府が滅び、建武中興の変革期であった。このような時期に、供僧にその影響が最も顕れ、法流の上に以上見たとおり、著しい変化が見られるのである。と同時に、この時期には、供僧に対する別當の力が強化されたのであり、しいては、鎌倉幕府を滅した後醍醐天皇の勢力が、別當覺助を通して供僧にまで力を及ぼしたと、見ることができよう。

ところが、足利尊氏^①が室町幕府を開いた延元元年（建武三）年には、東寺系の頼仲が十九代別當に任ぜられた。覺助によって寺門に改められた坊は、頼仲が補せられたことによって、再び東寺系の供僧に変わったのである。

頼仲以後、別當は東寺系の者が続き、供僧も表IVに示したように、次第に東寺系の者が占めるようになり、『供僧次第』では、東寺寺門の別さえ記さなくなる。又、『新編相模国風土記稿』の各院

の条には、古義派、新義派と記載があり、『新編相模国風土時稿』の成立した江戸天保年間は、全て真言宗であった。『鎌倉市史』には「その後徳川家康によって十二院家に増され、常法談所として、関東における古義真言宗の中心となっていたらしく、寛永十年本末寺領調査の書上げをつくる²⁰とき、莊嚴院がその相談の場所となっている。」と述べている。

以上見た点より、供僧の法流と別当との関連には、三つの特徴的な時期に区分することができる。第一期としては、最初の供僧が補せられた治承四年より、進止の供僧が初めて置かれた建保七年までの時期である。この間は、別当と供僧の法流には、なんの関連をも認めることができない時であり、山門・寺門・東寺と混っていた期間である。第二期は、進止の供僧が置かれた建保七年より、建武三年に頼仲が別当に補任されるまでである。この第二期は、別当が進止の供僧を通して次第に強力になる時期であり、供僧の法流は、別当の法流と同一が増え、別当と供僧の関連性が大きくなる。しかし、別当は、寺門・東寺と度々変わり、まだ一貫性のなかった時期である。第三期は、別当に頼仲が補せられた建武三年以後である。この時より、別当は全て東寺系となり、供僧も東寺系にと移り、全て真言宗となる。この第三期は、供僧が廃止される明治まで続く²⁰と見ることができ²⁰る。

註

- (1) 各坊二代以降の出自は『供僧次第』等には、重要人物を除いて記載がなくなるので、本稿では述べる²⁰ことができなかった。
- (2) 『社務職次第』尊暁の条に「圓暁舍弟。」とある。

- (3) 右同、公暁の条に「左衛門督源頼家卿三男。」とある。
- (4) 右同、定豪の条に「民部權少輔源延俊息。西宮源氏。」とある。
- (5) 右同、定親の条に「土御門内大臣通親公御息。」とある。
- (6) 右同、定暁の条に「平大納言時忠卿一門。」とある。
- (7) 右同、頼助の条に「武藏守經時息。最明寺殿甥。」とある。
- (8) 右同、政助の条に「武藏守宗政息。」とある。
- (9) 右同、頭弁の条に「越後守顯時息。」とある。
- (10) 右同、有助の条に「駿河守平有時孫。兼時子。」とある。
- (11) 右同、各代の条
- (12) 『供僧次第』で不明の永秀は八宗兼学とあり、隆宣は日光山別当である。
- (13) 実際には、表IVの様に数字で表わすことは困難であり、表IVは不完全ではあるが、別当と供僧の関連を知るために敢て作成した。
- (14) 『社務職次第』有助の条
- (15) 同様の記述が『鶴岡社務記録』史籍集覽二五所収、一八頁にある。
- (16) 『供僧次第』各坊の条
- (17) 『鶴岡八幡宮文書』の「足利尊氏寄進状」鎌倉市史史料編第一巻所収、一五頁によれば、尊氏は建武二年八月二十七日に既に、鶴岡八幡宮不冷座本地供料所として、武藏国佐々目郷を寄進している。
- (18) 『社務職次第』頼仲の条
- (19) 『供僧次第』各坊の条
- (20) 『鎌倉市史』社寺編、一一二頁

第二章 供僧の役割

第一節 二十五坊供僧の役割

供僧の役割は何であったかを知るには、供僧の補任状・讓状を見れば、その任務が書かれているので知ることができる。補任状・讓状は、現在その大部分が存在しないが、『相承院文書』、『莊嚴院文書』の中に、いくつかを見ることが出来る。残された中で、その例を上げれば「源頼朝補任状案」に、

御判 右大將家最初
御下文案

鶴岳八幡宮寺供僧職事、

權律師良喜

右人爲彼職一口、宜令致天下

安全御祈禱之狀如件、以補、

建久三年七月廿日

北條殿
前遠江守時政与申之
此押帯也

(端裏)
「恐々謹言、

十一月廿五日

清源(花押)

刑部阿闍梨御房

とあり、天下の安全を祈禱すべきことが記されている。その他の補任状にも同じように、「可專天下安全御祈」とか、「宜相從社役」という語が見える。すなわち供僧の任務は、天下の安全を祈禱し、社役を勤めることであった。この具体的な内容は、『供僧次第』最初の項に、

鶴岡八幡宮寺供僧二十五口

最勝王經衆六人 大般若經衆六人

法華經衆六人 供養法衆六人

諸經衆一人

承親 禪慶 昭辨 房誓 公尊 覺祐 景辨 泰嚴 頼賀

猷曉 成辨 兼祐 成譽 頼證 貞辨 隆心 兼尊 教順

慈慶 辨範 賢淳 頼源 圓重 覺珍 良尋

と記載がある。又『供僧次第』各坊の項最初にも同様の記述があり、整理すると表Vのようになる。この記載より、二十五坊供僧のそれぞれの役割は決っていたことがわかる。では、各坊の經衆の別が定まったのはいつであろう。前記の『供僧次第』の記載には、供僧名も書かれているが、この供僧の時に經衆の別が定まったのであろう。この二十五人の供僧の補任期日を『供僧次第』によって見ると、一番早く補任されたのは、靜慮坊景弁の文永十年、一番遅いのは真智坊頼源の正慶二年である。この間、約六十年であり、文永から正慶にかけて、二十五坊の經衆は、それぞれの役割が確定されたのである。ところが、これ以前より經衆は供養がある毎に置かれていて、漸次、經衆として補任され文永―正慶年間に至り、二十五坊の全部が決定したのであろう。

社役を勤めた最初は、供僧として最初に補任された定兼が行った最勝王經講読である。『吾妻鏡』治承四年十二月十六日の条に

鶴岡若宮被立鳥居、亦被始行長日取勝王經講読

とあって、定兼は、十二月四日に補任されていたので、初の社役であった。これが鶴岡供僧の最初の社役であったが、まだ供僧が補任されていなかった同年十月十六日には、既に法華經等が始行されていた。すなわち『吾妻鏡』治承四年十月十六日の条に、

表 V 二十五坊の経衆

坊名	経	衆
善林坊	最勝王経衆	聖観音
林東坊	"	三部法華
仏乘坊	"	聖観音
安楽坊	"	三部法華
座心坊	"	聖観音
千南坊	"	三部法華
文恵坊	大般若経衆	"
頓覚坊	"	"
密乘坊	"	"
静慮坊	"	"
南禅坊	"	聖観音
永乘坊	法華経衆 (1)	供衆
悉覚坊	"	"
智乗坊	"	三部法華
円厳坊	"	"
永蔵坊	"	"
実宝坊	"	"
宝蔵坊	諸経衆 (2)	聖観音
南蔵坊	供養法衆	経衆
慈華坊	"	"
蓮静坊	"	"
寂光坊	"	"
花智坊	"	三部法華
真智坊	"	聖観音
乘蓮坊	"	供衆

註 (1) 元は大般若経衆
 (2) 元是最勝王経衆

爲ニ武衛御願、於ニ鶴岡若宮一被レ始ニ長日勤行、所謂法華、仁王、寂勝王等、鎮護国家三部妙典、某外大般若経、觀世音経、藥師経、壽命経等也、供僧奉ニ仕之、以ニ相摸國桑原郷ニ爲ニ御供料所、
 とあり、鶴岡八幡宮で初めての勤行であつた。ここで、「供僧奉ニ仕之」とあるが、この時まだ、鶴岡には供僧は補任されていなかったのであるから、臨時の別当良暹と同じ走湯山の供僧が奉仕したのであろう。しかしながら、『社務職次第』の最初には、
(治承四年十月)
 同月十六日乙未。長日大般若経始行。同十二月十六日。法華。寂勝。仁王。金剛。般若。觀音。藥師。壽命経等始行。
 とあり、『吾妻鏡』とは十月と十二月の内容が逆になっている。同じ十六日であるから、どちらかが書写の時、誤つたのであろう。いづれにしても、この時初めて経講読が行われたのである。

次いで養和元年十月には、走湯山禪睿が、大般若經衆に、玄信（行勇）が最勝講衆に任ぜられた。これは、供僧が經衆として定めて任ぜられた最初である。

經供養には、いろいろな形があつたが、その中で特徴的なものを以下述べる。

別当自らが導師として、經供養を行ったことが『吾妻鏡』建久元年八月十五日、建久五年十一月十三日の条、その他にも多く見ることが出来る。別当が奉仕する供養は、主として放生会・心經会等鶴岡八幡宮全体で行う行事がほとんどであつた。

供養の中には、鶴岡の供僧だけではなく、他からの奉仕も度々あつた。前に治承四年十月十六日に走湯山の僧が、最勝王經等を行つたであろうことを述べたが、この時は、鶴岡に供僧がいなかつた時であるから例外としても、元暦二年二月十三日には、鎌倉中から僧を集め、平家追討のために大般若經転読を、建久五年十一月十三日には、一切經供養、兩界曼荼羅供養を、導師別当円暁、題名僧六十口を以つて行われるなどの供養があつた。

又、鶴岡八幡宮だけでなく、勝長寿院・永福寺と共に、幕府より經供養を命ぜられ、鎌倉中、相模中の寺々で一済に供養を行うこともあつて、建久三年の後白河法皇死去の時などの国家的な事件のあつた時に、この様な供養が行われたのである。

その他に、文治五年六月九日の塔供養には、天代座主代官として觀性が導師を勤め、他から導師を招き供養を行うこともあつた。

以上供養の上で、普段の供養とは異つた例の代表的なものを列記したが、普段の供養の内にも特徴を見出すことができる。すなわち、經供養導師として、『吾妻鏡』にその名を多く顯す供僧は、安

樂坊重慶・宝藏坊義慶・永嚴坊定豪・真智坊隆宣・慈月坊行勇・頓覺坊良喜等である。『供僧次第』には隆宣が一和尚、重慶が二和尚とあり、『吾妻鏡』にも加えて義慶を一和尚としており、一和尚・

二和尚、は高德の僧を意味し、位が高かつたのであろう。又、定豪は鶴岡三代別当・勝長寿院別当・熊野山檢校・伝法院座主・東寺一長者・東大寺別当・明王院別当・其外都鄙諸職廿餘ヶ所に補せられ、隆宣は日光山別当兼帶、行勇は永福寺并大慈寺別当・寿福寺長老・淨妙寺開山・良喜は常樂寺別当・明王院供僧であつた。このように、供養導師に任ぜられた供僧は、皆高德の供僧であり、鎌倉時代初期には、これらの六人ぐらいに、ほぼ決つていたのである。

二十五坊の供僧は、普段は表Vに示した經供養を奉仕したが、兩界曼荼羅供養・座不冷本地供養等にもその役割を果した。

兩界曼荼羅供養は、建久五年十一月十三日に足利義兼によって行われた。導師は別当円暁、題名僧六十人が奉仕した。この時、兩界壇所と稱し供僧職二口が置かれた。南藏坊良成と蓮華坊勝円である。供料は毎年下野国足利庄の公文所から送られることになつた。

この二坊は、他の坊とは趣を異にし、一系統を形づくり、相承もほとんど南藏坊と蓮華坊がそれぞれ、代々継がれることになつた。

座不冷本地供養は『社務職次第』頼助の条に

（弘安）同八年乙丙三月十七日座不冷本地供養法始行。社務開白供僧奉仕。取勝園寺御願也。

とあり、『鶴岡協堂供僧次第』には、

弘安八年乙三月座不冷之本地供始行之時。人數被定卅二人之内。

廿五人者當社供僧。五人者被加協堂供僧於一也。上藤次第云々。とある。この座不冷本地供養は、二十五坊供僧の兼帶に五人の協堂

供僧を加えた三十人と大規模なものであった。

又、嘉元元年六月十一日には、不断五部大乘経が始行され、座不冷本地供養と同様に、二十五坊供僧に脇堂供僧五人を加えた三十人で構成された。なお、脇堂供僧については、次節で詳しく触れる。

この他に、『鶴岡八幡宮文書』の元亨元年の「八幡廻御影縁起」には、

當社供僧等、始令日參致法施之處、依有夢想寄瑞、一月宛於坊々可奉賞翫之由衆儀一同畢、坊々廻給事、于今無退轉、

とあり、廻御影を供僧が交替で一ヶ月づつ、とどめて供養すべき事が記されている。

この他に、放生会以下の年中行事、恒例臨時祭の供養、祈禱等が、『吾妻鏡』『鶴岡社務記録』等に多く散見する。二十五坊供僧の役割は、多岐に渡っていたが、その本務はあくまで、表Vに示した経供養に奉仕することであった。

註

- (1) 『相承院文書』鎌倉市史史料編第一卷所収
- (2) 『莊嚴院文書』鎌倉市史史料編第一卷所収
- (3) 前掲『相承院文書』鎌倉市史史料編第一卷所収、一四〇・一四二頁
- (4) 『吾妻鏡』養和元年十月六日の条
- (5) 右同、元暦二年二月十三日の条
- (6) 右同、文治三年四月三日、建久二年正月八日、建久二年閏十二月十八日、建久三年五月八日、建久三年五月二十日の各条

(7) 右同、文治五年六月九日の条

(8) 『供僧次第』永嚴坊定豪の条

(9) 右同、真智坊隆宣の条

(10) 右同、慈月坊行勇の条

(11) 右同、頓覚坊良喜の条

(12) 『両界壇供僧次第』、『吾妻鏡』建久五年十一月十三日の条、

『鶴岡八幡宮文書』の「鶴岡八幡宮一切經并兩界曼荼供養記案」鎌倉市史史料編第一卷所収、三七頁

(13) 『鶴岡脇堂供僧次第』続群書類従卷第五百、補任部十六所収。以下『脇堂供僧次第』と略称す。

(14) 右同

(15) 前掲『鶴岡八幡宮文書』鎌倉市史史料編第一卷所収、三二・三三・三四頁

第二節 その他の供僧・神人等

鶴岡八幡宮には、以上述べた別当、二十五坊供僧の他に、そのほとんどが二十五坊供僧と兼帯の御殿司・執行・学頭・執事等の職が置かれ、又、脇堂供僧と呼ばれる供僧、その他神人等が置かれていた。

御殿司職は、『八幡宮御殿司職次第』¹⁾によって、供僧名等を知ることが出来る。すなわち、その最初に、

御殿司者。自最初以孔子被補間。別當進止職申也。

とあり、最初に蓮華坊勝円が補せられた。その条に、

建久二年二月三日始任御殿司也。此當社最初御殿司也。一生不犯人云々。當社二番供僧。護持僧。嘉祿二丙戌十廿一修理遷宮之

時。盛慶相共奉_レ抱_レ正御神躰_ニ云々^②

とあることからわかるように、建久二年に補せられ、その役目は、

遷宮の時に神体を抱き運ぶことであつた。嘉祿二年の遷宮の時、盛慶の名が見え、『御殿司職一方系圖』^③に、

元者雖_レ爲_レ一人。自然指合被_レ成_ニ二人。

とあり、続いて寂靜坊盛慶の条には、

御殿司一人若指合之時者可_レ爲_ニ難儀_一。被_レ指副_ニ始也。嘉祿二年

十廿一修理遷宮時。與_ニ勝圓_一相共奉_レ抱_ニ御神躰_ニ云々^④

とある。すなわち、御殿司は初め一人であつたが嘉祿二年より万一の場合に備え二人となつた。遷宮のない通常時は、「上下御殿門_ニ御戸_ニ」に當つていつた。以後、御殿司は二十五坊供僧の中から選任されたが、蓮華坊と寂靜坊に決つていたわけでもなく、法流も定つてはいなかつた。

執行職は、建久三年十二月に花光坊尊念が最初の執行として、頼朝より補任されたことが、『當社執行次第』^⑤にあり、その最初の条に、

執行職者外様職也。近代子細在_レ之。爲_ニ別當進止職_一。外様進止

中江被_レ仰者也。

とある。最初は別當の配下に属しない外様として将軍家から直々に補せられたが、外様は四代智光坊真慶までであつた。以後五代安樂坊成弁は『當社執行次第』成弁の条に「建治三依_ニ公方仰_ニ聖福寺僧正隆辨補_一」とあり、將軍家の命により、別當隆弁の補命という形をとり、六代千南坊承俊に至つては、別當頼助の進止となつた。これより以後次第に進止の供僧となる。初め外様であつたのは、執行に供僧監督という役割があつた為であろう。他に執行の役割として

は、『供僧次第』頓覺坊猷曉の条に、

正和四年乙二月六日。就_ニ御影廻次第_ニ供僧中。未來藤次被_レ申_レ定云々。時社務南瀧院道珍御代也。是於_ニ本藤次_一也。

とあり、廻御影の順を決めたこと。『供僧次第』頓覺坊珍譽の条には「紹賢執行始被_レ載_ニ番帳_ニ書也。」とあり、番帳に書くこと。『當社執行次第』智覺坊尚賢の条には、「應永二七具_ニ八幡古御裝束_ニ法會袈裟三十帖被_レ縫_ニ調_ニ之_ニ云々。」とあり、同じく頓覺坊珍譽の条に「座不冷佛具等申_ニ沙汰_一之。應永廿二五始置_レ之。自_ニ惣奉行方_ニ調進。」等の記述が見え、法会の袈裟の縫調、仏具をそろえることなど、寺務運営について、広い役割を果したのである。又、『脇堂供僧次第』にも、執行のことが見え、

貞和觀應年中ヨリ。執行之補任被_レ成者也。是、當社之供僧中之勤行無沙汰方エ。可_レ被_レ催_ニ促相觸役_一者也。一月三度社頭壇所々々可_レ有_レ巡_ニ檢執行役_一也。廿五供僧領本様之月行事。可_レ致_ニ成敗_一所也。是偏_ニ仁舊例被_レ破_ニ一_一ケ_一也。

とあり、貞和・觀應の頃から月行事の権限に立入り旧例を破るに至り、執行は供僧の勤行の無沙汰を見つけ催促し、一月に三度、社頭、壇所を巡檢すべき事等としている。月行事については、『脇堂供僧次第』に、

供僧之月行事。諸々之供僧領之代官職。領内之寺社補任者。時之月行事被_ニ成判_一者也。當社草創以來之傍例也。并諸々之御年貢等納之時者。月行事配分下行也。

とあり、初めは、後に述べる脇堂供僧の一つであつたが、貞和・觀應より執行にとつて変わるようになった。以上のように執行は、一定の坊に決つてはいなかつたが、広く鶴岡八幡宮の運営に携つて

いたのである。しかしながら、導師を勤めた供僧等とは異なり、初め將軍家の外様として、後に別当の進止として補任され、位は高きはなかつたが、鶴岡八幡宮では重要な役職の一つであつた。

学頭は、『當社學頭職次第』の最初の条に、

御八講事。右大臣家御代建仁元霜月祭被_レ成_二御八講_一云々。于_レ時

別當尊暁御代。學頭職者。初ヨリ別當被_レ補間進上職也。

とあり、初め頓覚坊良喜が建仁元年八月に補せられ、八講を勤めた。学頭の役割はよくわからないが、学問を修めた智識のある供僧が置かれたのであろう。「初ヨリ別當被_レ補間進上職也。」とあるが、『當社學頭職次第』良喜、審範等の条には外様とあり、矛盾するように見える。しかしこれは、良喜、審範は外様の供僧であつたが、学頭職には進止として補せられたと考えられる。又、学頭は初め二十五坊供僧の兼帯であつたが、正応六年三月七日に補せられた光全から「供僧無之」との記載が見え、二十五坊以外の者が補せられることが多くなつた。

執事は、『社家執事職次第』に、

自_レ頼仲社務_一以來。進止供僧勤之也。以前者社務坊官職也。然間供僧出世者不_レ越之者也。

とあり、最初は輔大僧都教玄が建武三年六月廿三日に補せられた。執事の役割もよくわからないが、別当の執事であつて、力はあつたと思われる。初め社務坊官の職であつたが、二代目頼智以後は、進止の職となつた。

以上、御殿司・執行・学頭・執事には、そのほとんどが二十五坊供僧兼帯であつて、二十五坊供僧が社役として経供養を勤める一方、これらの経供養等の時に起る種々な事務を司つたのである。

二十五坊供僧は本様供僧とか根本供僧とも呼ばれた。しかし、これら二十五坊供僧の他に脇堂供僧と称す供僧達がいた。脇堂供僧は神宮寺以下十一口置かれていた。その内訳は神宮寺二口・千体堂二口・金銅薬師二口・尊勝仏一口・七仏薬師一口・五大堂一口・琰魔天一口・北斗堂一口である。

神宮寺は、『吾妻鏡』承元二年十二月十二日の条に、

神宮寺造畢、彼今日午刻、被_レ奉_レ安置本尊薬師像、橘三藏人

奉_レ行之、

とあり、続いて十二月十七日には、薬師像の開眼が、導師真智坊隆宣によつて行なわれた。続いて承元三年正月十二日に「神宮寺始被_レ行_レ修正」、同十四日に「神宮寺修正經_三介日_一、今日結願鬼走」とある。ところが『脇堂供僧次第』神宮寺の条に、初代神宮寺脇堂供僧頼暁の補任は、建保元年十二月十八日で、神宮寺が建立され最初の修正の時には、まだ補任されていなかった。又、二口とあるが、建保元年の頼暁補任の時は、他に補任されていなく、次の頼円が補任されて二口となつたのであろう。

千体堂は、建立の期日は不明である。建暦三年に南禅坊良智が、本社兼帯で置かれ、二口で、他の一方には頼有が補せられた。両流並んで永享頃まで続いた。

金銅薬師は、『吾妻鏡』建暦元年十一月十六の条に、

爲_レ尼御臺所御願_一被_レ供_レ養金銅薬師三尊三尺像、導師圓如房阿闍梨遍曜也、此本尊、所_レ被_レ安置鶴岳神宮寺也

とあり、政子の本願により神宮寺で供養せられた金銅薬師三尊である。この金銅薬師に脇堂供僧が置かれたのは、承久三年十月二十五日に定殿が補任されたのが最初であり、別当隆弁の代に慶祐が補せ

られ、二口に増員された。その後寛正年間まで続いた。

尊勝仏は、「在千體堂」り、建曆二年三月十二日に頓覺坊初代良喜が脇堂供僧として補せられ、永享頃まで続いた。

七仏薬師も千体堂にあつて、初めは蓮華坊勝円の兼帯であつたが、二代円定以降脇堂供僧が置かれ、永享年間まで続いた。

五大堂の脇堂供僧は、「頼賀以前供僧名也。可尋之云々」とあり、わかるのは、別当頼助の弘安年間に頼賀が補せられてからであり、その後、文明頃までの記述が見える。

琰魔天は、五大堂にあり、頼助の時に定嚴が充てられ、永享頃まで続いた。

北斗堂は、建立は建保四年八月十九日であり、同年十月二十九日には、定暁を導師として、一切経供養が行なわれた。『脇堂供僧次第』に、

頼瑜以前可尋之。但前後計今改替之間。不_レ及_ニ覺悟_一也。

とあり、弘安六年に頼瑜が補任されたが、これ以前は不明で、永享の頃まで続いた。

以上の脇堂供僧は、実朝の代の承元、建曆年間頃に、神宮寺二口・千体堂二口・尊勝仏一口・七仏薬師一口の計六口が置かれ、初めは皆、本社供僧を充てられ、兼帯であつた。その後、北条氏の代に至り、金銅薬師が加わり、弘安・永仁頃に五大堂・琰魔天・北斗堂の供僧が追加され、さきの金銅薬師も一口増された。『脇堂供僧次第』に、

根本脇堂供僧本地供衆座不冷大乘經衆加_ニ人數_一支。根本脇堂供僧者。當社供僧兼帶也。其後或令_レ讓分。或以_レ闕被_レ補_ニ別人_一處也。とあり、経過を説明している。続いて、

然而弘安八年_{乙酉}三月座不冷之本地供始行之時。人數定_ニ卅人_一之内。廿五人者當社供僧。五人者被_レ加_ニ脇堂供僧_一於_ニ也。上藤次第

云々。被加_ニ最初人數_一ハ五人良暁 政圓 慈慶 慶弁 正應五泰弁也。正應五八政圓補_ニ本社

供僧_一之時。以_ニ良顯大僧都補_一之。嘉元元年_{癸卯}六月。如意寺前大僧正社務始被_レ置_ニ五部大乘經_一於_ニ之時。如_ニ本地供_一人數卅人也。

當社供僧廿五人外。先立_レ漏之處。脇堂五人被_レ加_ニ之。爲_ニ三十人_一云々。

最初之人數五人 禪慶 頼舜 宗俊 弁秀等也。

とある。すなわち、弘安八年座不冷本地供の始つた時、三十口の供僧中に、脇堂から、良暁(神宮寺)、政圓(金銅薬師)、慈慶(尊勝仏)、慶弁(金銅薬師一方)、泰弁(千体堂)の五人を、次いで嘉元元年の五部大乘経の時、これに漏れた中から更に頼瑜(北斗堂)、禪慶(琰魔天)、宗俊(神宮寺一方)、弁秀(千体堂一方)が加えられた。『脇堂供僧次第』に、続いて、

一脇堂供僧十人。二季法會五人宛。隔年出仕事。甲歲大乘經衆五人。乙歲者座不冷衆五人。自_ニ往古_一出仕之處。近年千體堂供僧一人與炎魔天ノ依僧相交出仕之間。人々皆成_ニ不審_一之處。當年_未等覺法印兩人。共以_レ依_レ被_レ相計_一。大乘經衆一所。又座不冷五人一所有_ニ出仕事_一。尤以_レ可_レ然敷之間。當年千體堂供僧淳譽僧都雖_レ無_ニ當所放生會出仕_一在_レ之。然間炎魔天供僧阿闍梨。雖_レ爲_ニ乙年人數_一。甲歲可_レ有_ニ出仕_一由_レ所_レ申_レ談也。於_ニ向後_一者甲歲ハ如_ニ往古_一大乘經五人可_レ有_ニ出仕_一。又乙歲座不冷衆五人可_レ有_ニ出仕_一之旨定畢。仍爲_ニ後日_一記_レ之。應永卅四年_{丁未}二月日。

とあつて、三月・八月の大法令には、大乘經衆と座不冷衆とが五人づつ隔年交替に出仕することになったのである。

脇堂供僧は、初め二十五坊供僧兼帯であつたが、以上のように二十五坊以外から任ぜられ、二十五坊とは別の系統を形作った。位も二十五坊供僧より低かつたことは、前述の座不冷本地供等の例でよくわかる。又、脇堂供僧から、本社の本社の供僧に昇進した例もあつたが、ごくわずかであつた。脇堂供僧は、承元・建暦の頃より置かれ始めたが、この時期頃より、鶴岡八幡宮は組織の上でも大きくなり、領所等も当然、供僧が増えるにつき拡大されたのである。『脇堂供僧次第』では、脇堂供僧は、永享・寛正・文明頃までの記載しかない。その後は、二十五坊も次第に減り存続しない状態であつたので、脇堂供僧も断絶したのであろう。

『脇堂供僧次第』には、以上の脇堂供僧の他に小別当・神主が記載されている。

小別当は、『脇堂供僧次第』に「小別當事」として、

當社別當圓曉法眼三井寺ヨリ御下向時。御共中肥前法橋契申坊官也。然間建久二年十一月日。別當宮圓曉御房ヨリ。小別當官給り。官中社内ノ掃除奉行仁被定置者也。其以後御供方奉行也。別當之被官。坊官之頭也。

とあり、小別当は社内の社内の掃除を奉行し、後に御供を奉行することを職務とした。

神主は、『脇堂供僧次第』に、

於神前御幣散供役者也。

別當供僧中御幣散供不可有支配間。任諸社例。御幣散供爲可致支配。建久二年十二月。神主定置者也。然間御幣散供可爲支配社官。

とあつて、建久二年に置かれたのである。ところが、『大伴文書』

の「源頼朝消息」には文治二年四月に、大伴清元が、頼朝より神主に補せられたとあり、『脇堂供僧次第』とは、一致しない。この文書の解説に、「ナホコノ文書誤寫アルベシ」と説明があり、偽文書の可能性があるので『脇堂供僧次第』の方が、信憑性がある。

その他、鶴岡八幡宮には多くの人々が奉仕していた。『弘安四年鶴岡八幡遷宮記』には、小別当、神主に続いて、「小宮神主二人。宣命使二人。三綱五人。巫女三人。下十四人。職掌八人。宮人十五人。承仕六人。陪從十三人。人長一人」が記述されていて、奉仕の人々がわかる。

以上多くの人々が鶴岡八幡宮にいたのであるが、草創以来、明治の神仏分離まで、供僧と、神に奉仕する人々が共存した。しかし、供僧が、鶴岡八幡宮の中心的役割を果したのであつた。

註

- (1) 『八幡宮御殿司職次第』群書類従卷第五十三、補任部十所収。
- (2) 右同
- (3) 『御殿司職一方系圖』群書類従卷第五十三、補任部十所収。
- (4) 右同
- (5) 『供僧次第』智覚坊頼弁の条
- (6) 右同、花光坊尊念の条には、十一月とある。
- (7) 『当社執行次第』群書類従卷五十三、補任部十所収。
- (8) 『脇堂供僧次第』一当社供僧領事の条
- (9) 『当社學頭職次第』群書類従卷第五十三、補任部十所収。

(10) 『供僧次第』頓覚坊良喜の条には、建仁二年とある。

(11) 『當社學頭職次第』

(12) 『社家執事職次第』群書類從卷第十三、補任部十所収。

(13) 『脇堂供僧次第』に、「此外大堂供僧一口在之断絶云々。」

とあり、十二口であったが、断絶したので不詳。

(14) 頼円の補任期日は『脇堂供僧次第』にはなく、『吾妻鏡』

正嘉元年十月一日の条に大法師頼円とあり、この時既に補任されていた。

(15) 『脇堂供僧次第』、なお頼有の補任期日は不明。

(16) 右同、金銅薬師三尊の条

(17) 右同、尊勝仏の条

(18) 右同、

(19) 右同、七仏薬師の条

(20) 右同、五大堂の条

(21) 右同、

(22) 右同、琰魔天の条

(23) 『吾妻鏡』建保四年八月十九日、二十九日の条

(24) 承久元年に林東坊供僧となった頼暁、座不冷本地供衆を経て、正応五年に安樂山に入った政円等が昇進した例である。

(25) 『大伴文書』鎌倉市史史料編第一卷所収、二〇〇頁。

(26) 右同、二〇二頁

(27) 『弘安四年鶴岡八幡遷宮記』続群書類從第六十九所収。

むすび

以上、鶴岡八幡宮に奉仕した供僧について、特に中世を中心に、成立・変遷・出自・法流・役割について見てきた。

これら供僧は、皆旧仏教（真言宗・天台宗）の出であり、後に東寺系へと移行するが、初めは山門・寺門・東寺と入り混じり、一貫性がなかったところに、鶴岡八幡宮の大きな特徴がある。又、供僧だけではなく、神主等の神事に奉仕する人々が多くいたことも、特徴の一つであり興味深い点である。中世において、供僧が鶴岡八幡宮の中核的役割を果たした事実を本論で述べた。供僧の役割は、経供養、祈禱等が主であったが、この役割から見ても、旧仏教の供僧、走湯山供僧等が奉仕したという点を理解することができ、幕府は天下安全のために、必要としたのである。

本稿では、鶴岡八幡宮における八幡信仰、石清水八幡宮との関係については、触れることができなく、又、幕府と密接な関係があったにもかかわらず、深く考察することができなかった。本来なら以上の点をふまえ、広い視野の上に論を展開しなければならぬが、これらの点は、今後の課題としたい。